

特別支援教育に関する制度とインクルーシブ教育

Systems Related to Special Needs Education and Inclusive Education

志岐和紀・武輪敬心

Kazuki SHIKI & Keico TAKEWA

要旨

本稿では、特別支援教育に関する制度の変遷、インクルーシブ教育に関する制度を概観した上で、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育の重要性と課題について考察した。障害を有する者の教育は、2007（平成19）年4月の特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正）を皮切りに、大きく変貌を遂げた。まず、特別支援教育とは、障害を有する幼児、児童・生徒の社会的自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するものである。日本において特別支援教育が本格的に実施された背景として、2006年、国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示された共生社会の実現のためにインクルーシブ教育への移行が不可欠であるということが挙げられる。

はじめに

特別支援教育は、2007（平成19）年4月の特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正）を皮切りに、大きく変貌を遂げた。2006年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」ⁱ で示されたインクルーシブ教育への移行が「共生社会」実現のために、必要ではないだろうか。本稿においては、特別支援教育から法制度の変遷から、インクルーシブ教育について考察する。

1. 先行研究

以下、先行研究をもとにインクルーシブ教育の必要性を考察する。

「特別支援学校（知的障害）における知的障害者の雇用・就労支援の在り方に関する研究」（中村扶佐子・池谷尚剛 2018）によると、特別支援学校（知的障害）では、知的障害者雇用の事例を通し、知的障害者が特別支援学校で就労するために必要な支援や当事者の社会的ロールモデルとしての役割について、全国の知的障害特別支援学校高等部を設置する学校に対して調査を行い、就労の場が多様になってきているため、就労に向け、社会と学校とを結ぶ場としての就労の在り方を考えるべきであると指摘した。

また「社会的自立と就労を見据えた特別支援学校中学部におけるキャリア教育について—授業実践『生活単元学習「会社で働こう」(15時間)』を通して—」（松田信夫・宮川百合子 2018）では、「社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への円滑な移行」を目指すために、段階を追って組織的・体系的にキャリア教育を行うことの重要性を述べた。中学部では、小学部（小学校）で積み上

げてきた社会性、自主性・自律性、意欲、関心等の力をさらに伸ばし、変化に対応できる力にするとともに、体験を通じて職業観や勤労観をはじめとする価値観の形成・確立をする上で重要な時期であることが確認された。また中学部の生徒は、職業の適性や将来設計を具体的に考え、自己実現に向けた進路選択をする高等部に「つなぐ」という面からも大きな意味をもつ時期であり、知的障害を中心とした特別支援学校の事例をもとに、将来の社会的自立と就労に向けて、中学部段階から必要な力を身に付けるための具体的な指導の在り方を検討することが考察され、計画的・系統的・組織的なキャリア教育の妥当性が確認された。

これからの研究から、障害を有する者と障害のない者の共生社会を目指すのであれば、インクルーシブ教育を行うことで、社会に出たときの違和感の軽減ができるのではないだろうか。

また、「知的障害者の離職から再就職についての一研究」(中嶋学・渡邊健治・田中健 2013)では、離職の要因として「職場における人間関係」が報告された。

「知的障がい者の離職要因に関する研究」(福井信佳・橋本卓也 2015)では、知的障害者の離職に影響を及ぼす要因の一つに「仕事上の相談の有無」があると報告された。また一般の雇用労働者と比較した際の知的障害者の離職のリスクが高いという実態も確認された。社会で労働することを就労支援として、障害のない者が対応することが多いと考えられる。そのため、インクルーシブ教育において、共に教育を受けることにより、障害のない者との人間関係の築き方等を学んだ方がよいと考えられる。

2. 特別支援教育

2-1. 特別支援教育とは

特別支援教育は、2007(平成19)年4月の特別支援教育の本格的実施(平成18年3月学校教育法等改正)の際に、特殊教育から特別支援教育に移行した。

東京都教育委員会ホームページによると、「特別支援教育とは障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」ⁱⁱと記されている。

この点からも伺えるように、特別支援教育の目的は、障害を有する幼児・児童・生徒の社会的自立や社会参加に向けたものであるということが出来る。

2-2. 特別支援教育の制度的変遷

特別支援教育という名称は、2007(平成19)年4月から変更となった。2007(平成19)年4月以降の特別支援教育に関する制度の変遷を表1 特別支援教育に係る変遷にまとめた。

以下、制度的変遷を具体的に見ていきたい。

2007(平成19)年4月特別支援教育の本格的実施(平成18年3月学校教育法等改正)ⁱⁱⁱにより、特殊教育から特別支援教育に、盲・聾・養護学校から特別支援学校に名称変更され、特別支援学校のセンター的機能や小・中学校の特別支援教育について規定された。そのなかで、「特別支援学校の目的」として、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を

表1 特別支援教育に関係する変遷

2007（平成19）年4月	特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正）
2011（平成23）年8月	改正障害者基本法施行
2012（平成24）年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）
2013（平成25）年9月	就学制度改正（平成25年8月学校教育法施行令改正）
2014（平成26）年1月	障害者権利条約批准
2015（平成27）年4月	高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化（学校教育法施行規則等改正）
2016（平成28）年4月	障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）
2016（平成28）年6月	改正児童福祉法施行（公布日施行）
2016（平成28）年8月	改正発達障害者支援法施行（平成28年6月改正）
2017（平成29）年4月	新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領公示
2018（平成30）年4月	高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月学教法施行規則等改正）
2018（平成30）年8月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化（学教法施行規則改正。公布日施行）
2018（平成30）年9月	小中学校段階の病気療養児に対する同時双方向型授業配信の制度化（通知）
2018（平成31）年2月	新特別支援学校高等部学習指導要領公示
2019（令和元）年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置
2019（令和元）年11月	高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）
2020（令和2）年4月	学校教育法施行規則改正

文部科学省 特別支援教育をめぐる制度改革より、筆者作成

含む。) に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」と明記された。

2011（平成23）年8月の改正障害者基本法施行では、十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実が図られるようになり、本人・保護者の意向を可能な限り尊重すること、交流及び共同学習の積極的推進等が規定された^{iv}。

2012（平成24）年7月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）では、共生社会形成のために、就学相談・就学先決定の在り方や合理的配慮、基礎的環境整備、多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上が明記された^v。そのなかで、共生社会の定義として、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である」^{vi}とされた。

2013（平成25）年9月の就学制度改正（平成25年8月学校教育法施行令改正）では、認定就学制度を廃止総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）する現行の就学制度となった。改正された要因としては、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」^{vii}とされた。2014（平成26）年1月の障害者

権利条約批准により、インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供が明記された。^{viii} そのなかで、障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止し、「差別」とは、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の否定」も含まれるとされた。

2015（平成27）年4月の高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化（学校教育法施行規則等改正）では、病気療養児を対象とした特例制度の創設がなされた^{ix}。

2016（平成28）年4月の障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）では、差別の禁止、合理的配慮の提供について明記された^x。

2016（平成28）年6月の改正児童福祉法施行により、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進について明記された。

2016（平成28）年8月の改正発達障害者支援法施行では、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施、個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進が規定された^{xi}。

2017（平成29）年4月の新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領公示が行われ、通級による指導の教員定数の基礎定数化を定められた^{xii}。

2018（平成30）年4月の高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月学教法施行規則等改正）では、高等学校における通級による指導の制度化、障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化がなされた^{xiii}。

2018（平成30）年8月には、個別的教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化がなされた。

2018（平成30）年9月の小・中学校段階の病気療養児に対する同時双方向型授業配信の制度化では、当該授業配信により指導要録上出席扱いにすることが明記された^{xiv}。

2018（平成31）年2月には、新特別支援学校高等部学習指導要領公示が行われた^{xv}。

2019（令和元）年9月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が設置された。

2019（令和元）年11月の高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）では、「高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置するべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること」が示された^{xvi}。

2020（令和2）年4月の学校教育法施行規則改正では、高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限の緩和について明記された^{xvii}。

このように特別支援教育制度が変貌を遂げた理由として、社会的自立を含む教育の推進と共生社会を目指すことが主眼におかれたと考えられる。

2-3. 特別支援教育の問題

先述の通り、特別支援教育制度は、変貌を遂げたが、特別支援教育には、さまざまな課題もある。特別支援学校の就労を例に取り考察すると、特別支援学校高等部に在籍する生徒は、なんらかの障害を有しており、社会的自立して就労することは容易でない。そこで就労するためには、就労支援が必要となる。

就労支援とは、就労することが難しい生徒について、就労を支援することであり、「キャリア教育・就労支援等の充実事業」（文部科学省 2014）の取り組みの趣旨として、「障害のある生徒が、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、特別支援学校高等部卒業者のうち就職者の割合は約25%（2012年）にとどまっている。また、高等学校においては、キャリア教育・職業教育について、とりわけ発達障害のある生徒一人一人の障害に応じた指導や支援という観点で現状をとらえれば、十分に行われているとは言い難い現状である。このため、高等学校段階における障害のある生徒へのキャリア教育・職業教育を推進し、労働や福祉等の関係機関と連携しながら就労支援を充実する実践的な研究を、特別支援学校高等部（専攻科を含む。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）のモデル校において実施し、その研究成果を全国に発信することにより、障害のある生徒の自立と社会参加を加速度的に推進する」^{xviii}とし、障害を有する者の社会的自立と社会参加の推進を明記した。

2007年の法改正により、特別支援学校へ入学する軽度な障害を有する児童・生徒数が増加した。そのため、高等部では一般就労を希望する生徒が増加し、就労支援の充実が課題となっている。また、特別支援学校における教育のみでは、児童・生徒と、障害のない者との接点が少なく、特別支援教育の最終目標である共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育の充実が必要となろう。

3. インクルーシブ教育

3-1. インクルーシブ教育とは

インクルーシブ教育とは、2006年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されたもので、障害の有無に関わらず、障害を有する者と障害のない者が共に教育を受けることで、「共生社会」の実現を目指すものである。そして、インクルーシブ教育システムとは、①人間の多様性の尊重等を強化すること、②障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達すること、③自由な社会に効果的に参加することを可能にすることの3点を目的として障害を有する者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことである。システムのなかで、障害を有する者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている^{xix}。

基本的な方向性としては、「障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことが重要である。その場合には、①授業内容が理解できること、②学習活動に参加している実感・達成感を持つこと、③充実した時間を過ごし生きる力を身に付けることの3点の環境整備が必要」^{xx}である。

3-2. インクルーシブ教育システムと特別支援教育

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために、特別支援教育を発展させていくことが必要である。

このことから、以下の5点が重要である。

障害を有する児童・生徒が、①能力、可能性を伸ばし、社会的自立して社会参加できるように、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化すること、②社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、教育の充実を図ること、③地域社会のなかで積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成すること、④可能な限り共に学ぶことができるよう配慮すること、⑤特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害を有する人や子どもと共に学び合い、生きるなかで、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である^{xxi}。

3-3. 合理的配慮と基礎的環境整備

合理的配慮とは、障害を有する児童・生徒が、ほかの子どもと公正かつ平等に教育を受ける権利を享有することを保障するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである。障害のある子どもに対して、個々の状況に応じて、学校教育を受ける場合、個別に必要とされるものが合理的配慮である。なお、合理的配慮の実施にあたっては、学校の設置者および学校に対して、体制面や財政面において、均衡を失するものや過度の負担を課すものではない。

文部科学省 2015中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (2)】によると「基礎的環境整備とは、合理的配慮の基礎となるものであり、障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等によって、国、都道府県、市町村は、それぞれ行う教育環境の整備のことである。また、合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個別に決定されるものである。そのため、それぞれの学校における合理的配慮も異なる^{xxii}とされ、合理的配慮は、障害の程度や環境要因等を包括的に捉え、状況に即して実施されるものであることが明記されている。

3-4. 学びの場

インクルーシブ教育システムにおいては、「多様な学びの場」が必須である。「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことである。インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある者と障害のない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点において教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備する必要がある。先述のとおり、小・中学校における連続性のある「多様な学びの場」が重要である^{xxiii}。

3-5. 諸外国のインクルーシブ教育

国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、第24条 教育においてインクルーシブ教

育システムの構築を求めている。この条約は、多くの国々によって批准され、批准国は、自国の実情に即したシステムの構築を目指している^{xxiv}。そのため、各国の取り組みは画一的なものではなく、試行錯誤しながら、システムの構築を進めている。

3-6. インクルーシブ教育における課題

障害の有無に関わらず同じ環境で教育を受けることを目的とするインクルーシブ教育の実現における課題としては、以下のような点が挙げられる。①教員が、障害がある児童・生徒支援するための医学的・療育的な知識や経験が十分でない場合、教員の専門性の向上や教育、校内連携システムの構築が必要である、②障害の程度には差があるため、合理的配慮の適切な範囲の決定には困難が生じる、③これまで、障害のある児童・生徒を受け入れていなかった学校は、環境整備のための予算や工事、また人員配置が必要となる、④障害がある児童・生徒に対して、いじめや差別が発生する恐れがある。このような観点から、インクルーシブ教育を実施するためには、教員の教育や配置、学校の設備の拡充など、ソフト面、ハード面の両面からの環境整備が不可欠である。

4. まとめ

特別支援教育の目的は、障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた教育の実現である。特別支援教育は、2007（平成19）年4月の特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正）を皮切りに、大きく変貌を遂げた。しかしながら、特別支援教育においては、先述のとおり十分な就労支援ができないなどの課題がある。特別支援教育の充実に向け、インクルーシブ教育システムの構築が必要である。しかし、2-5. で述べたとおり、インクルーシブ教育における課題として①教員が、障害がある児童・生徒を支援するための医学的・療育的な知識や経験が十分でない場合、教員の専門性の向上や教育、校内連携システムの構築が必要であるには、教員の負担が増える。、②障害の程度には差がある生じるため、合理的配慮の適切な範囲の決定には困難が生じる、が決められない。③これまで、障害のある児童・生徒を受け入れていなかった学校は、環境整備のための予算や工事、また専門の人員配置設置が必要となる、こともある。④障害がある児童・生徒障害者に対して、いじめや差別が発生する恐れがある。このような観点とから、インクルーシブ教育を実施するためには、教員の教育や配置、や学校の設備の拡充など、ソフト面、ハード面の両面からの準備や環境整備が不可欠である。

共生社会の実現は喫緊の課題であり、そのため、これらの課題を一つずつ解消し、障害のある者と障害のない者とが互いに尊重し合い、共に学ぶ場を構築していくために、特別支援教育からインクルーシブ教育への移行は必須である。

おわりに

本稿では、特別支援教育の制度の変遷、インクルーシブ教育制度を概観したうえで特別支援教育における課題、またインクルーシブ教育における課題について考察した。教育制度の変更等は、児童・生徒、保護者、学校をはじめ関係機関等にとって、負担が大きいものであると考えられる。2007年に、従前の特殊教育から特別支援教育に移行し、20年も経たない間に、インクルーシブ教育

へ移行することは、大きな方向転換である。児童・生徒、保護者の立場に立てば、制度変更への対応は容易なことではない。しかしながら、時代や社会変革に即して、よりよい教育を追及することも、国の果たすべき役割である。少子高齢社会が進行するなか、ウェルビーイングの追求が障害の有無によって左右されない社会の構築のために、特別支援教育とインクルーシブ教育の果たす役割は大きい。

注

i 内閣府 障害者権利条約

https://www8.cao.go.jp/shougai/un/kenri_jouyaku.html 2023.2.19.

ii 東京都教育委員会 特別支援教育とは

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/special_needs_school/special_needs_education.html
2023.2.19.

iii 文部科学省 特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06072108.htm 2023.2.19.

iv 内閣府 障害者基本法の改正について 2023.2.19.

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>

v 文部科学省 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 2023.2.19.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

vi 国立特別支援教育総合研究所 共生社会とは

https://www.nise.go.jp/nc/inclusive_center/kyosya 2023.2.19.

vii 文部科学省 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm 2023.2.19.

viii 内閣府 障害者権利条約批准

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h26hakusho/zenbun/h1_01_03_02.html 2023.2.19.

ix 文部科学省 遠隔教育について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1359821.htm 2023.2.19.

x 内閣府 障害者差別解消法

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html> 2023.2.19.

xi 文部科学省 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1377400.htm 2023.2.19.

xii 文部科学省 特別支援学校学習指導要領等（平成29年4月公示・平成31年2月公示）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm 2023.2.19.

xiii 文部科学省 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm 2023.2.19.

xiv 文部科学省 「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合

の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm 2023.2.19.

xv 文部科学省 特別支援学校学習指導要領等（平成29年4月公示・平成31年2月公示）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm 2023.2.19.

xvi 文部科学省 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1422971.htm 2023.2.19.

xvii 文部科学省 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00001.htm 2023.2.19.

xviii 文部科学省 2014「キャリア教育・就労支援等の充実事業」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h27/1377793.htm 2023.2.19.

xix 文部科学省 2015 中教審初等中等教育分科会報告【1-(1)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm 2023.2.19.

xx 文部科学省 2015 中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm 2023.2.19.

xxi 文部科学省 2015 中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm 2023.2.19.

xxii 文部科学省 2015 中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm 2023.2.19.

xxiii 文部科学省 2015 中教審初等中等教育分科会報告【1-(1)】 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm 2023.2.19.

xxiv 国立特別支援教育総合研究所 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報

http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=47 2023.2.19.

参考文献

今林俊一 榎慶太郎、特別支援学校、2017（知的障害者）における就労支援に関する研究、鹿児島大学教育学部研究紀要、教育科学編、vol.68、pp.145-161.

加茂聡 東條吉邦、2014、発達障害に見られる不登校の実態と支援に関する研究 広汎性発達障害を中心に、自閉症スペクトラム研究、10 巻1号、pp. 29-36.

国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター HP https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center 2023.2.19.

清水拓海 古城瞳 加藤琢也 梅崎誠 土屋和彦 横田雅美 厚谷摩紀 船越規芳 松倉泰介 三笠加奈子 北村博幸、2016、生徒一人一人の自己を高める授業/方略を自己選択・自己決定を基盤として、北海道教育府大学紀要、教育科学編、vol.67 no.1、pp.149-157.

高橋純一 松崎博文、2013、障害児教育におけるインクルーシブ教育への変遷と課題、福島大学人間発達文化学類論集、19、pp.13-26.

中嶋学 渡邊健治 田中健、2013、知的障害者の離職から再就職についての一研究、東京学芸大学

- 紀要総合教育科学系、64 (2)、pp.43-55.
- 中村扶佐子 池谷尚剛、2018、特別支援学校（知的障害）における知的障害者の雇用・就労支援の在り方に関する研究、岐阜大学教育学部研究報告、岐阜大学教育学部編、66、pp.189-196.
- 福井信佳 橋本卓也、2017、知的障がい者の離職要因に関する研究、日本職業・災害医学会会誌、63、pp.310-315.
- 松井英明、2010、特別支援学校高等部（知的障害教育部門）における「自立と社会参加」に向けた授業の研究－特別支援学校分教室1年生の自己決定力をはぐくむ進路学習を通じて－、神奈川県立総合教育センター長期研究員研究報告、vol.8、pp.103－108.
- 松田信夫 宮川百合子、2018、社会的自立と就労を見据えた特別支援学校中学部におけるキャリア教育について－授業実践『生活単元学習「会社で働こう」(15時間)』を通して－、山口大学教育学部研究論叢、67、pp 147－161.
- 文部科学省 特別支援教育をめぐる制度改正
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm 2023.2.19.